

2017年3月17日

目黒区地域福祉審議会

会長 石渡 和実 殿

目黒区障害者自立支援協議会

岩崎 香

目黒区障害者計画改定に関する意見

目黒区障害者自立支援協議会では、この間、相談支援部会、こども部会、一般就労部会、施設就労部会、高齢化・グループホーム対策部会、防災部会、意思疎通支援部会の7つの専門部会を中心に目黒区の障害者福祉の現状把握と課題抽出を行ってまいりました。障害(児)者に対して今後、3年間で取り組んでいただきたい中心的課題を集約いたしましたので、協議会の意見として提出させていただきます。

目黒区障害者計画<課題別事業計画>に関する意見の集約（詳細は別紙参照）

I 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり

1. 相談・サービス提供体制の整備

○基幹相談支援センターの設置が具体化されていますが、地域の社会資源、課題に精通した専門職員の配置を望むとともに、行政、委託法人、相談支援部会を中心とした自立支援協議会等、関係機関が連携し、センターの機能を強化していくける仕組みが必要だと考えます。また、計画相談支援に関してもさらなる事業所確保と質の向上が望まれています。

○地域移行・地域定着に関しては、具体的な支援体制が構築されておらず、実績が上がっていない現状があります。基幹相談支援センターの設置を機に、ニーズの発掘、受入れ体制整備に向け医療、保健、福祉等の関係機関が定期的に協議する場が設けられることに期待します。

○発達障害者、高次脳機能障害者等への支援が進められていますが、まだ十分な理解が得られないのが現状です。専門的な相談支援体制の充実とともに、区民への周知、理解促進を図ることが必要です。

○虐待に関しては、虐待者も何らかの生活しづらさや障害を抱えている場合があり、被虐待児者への対応はもちろんですが、予防という点でその発見と支援体制の確立が進められる必要があります。

○昨今、福祉人材の不足と質の低下が指摘されていますが、行政と民間事業所が連携し、人材の確保、育成、定着を実現する研修等を整備していく必要もあると思います。

2. 保健・医療・福祉サービスの連携・充実

○児童発達支援センターが開設されましたが、18歳以降のサービスへのスムーズな移行を含め、教育、福祉、保健、医療等関係機関との連携システムの構築が必要だと考えます。

○区内の児童発達支援及び放課後等デイサービスは増加しましたが、まだ不足しているのが現状です。また、生活能力の向上のために必要な訓練が十分に行われることを望みます。さらに、医療的なケアが必要な児童が利用できるサービスがないことから、早急に区内に医療的ケアが必要な児童に対応できる児童発達支援及び放課後等デイサービスが開設されることを希望します。学校教育においても、医療的ケアが保障され、保護者がその負担を強いられることのない仕組みづくりに期待しています。

3. 地域における日常生活の支援

○重症心身障害児、医療的ケアが必要な児童や、介護保険対象年齢になった高齢障害者など、多様な障害、年齢層の人たちに対して今以上の柔軟な対応が望されます。

II 誰もが社会に参加することができる仕組みづくり

1. 社会参加を促進するための支援

○障害者差別解消法が2016年4月から施行されていますが、障害にあった移動支援、意思疎通支援などのさらなる充実を望みます。

2. 就労の促進

○法定雇用率の引き上げなどもあり、障害者の雇用は以前よりも進んでいますが、目黒区内の企業での雇用者数はあまり多くないのが実情です。目黒区内の企業に対して雇用しないまでも実習・体験の場を提供していただけるような働きかけを希望するとともに、区役所等公的機関における障害者雇用枠の拡大を要望します。また、就労移行支援事業などの有機的な連携により、障害者の雇用、定着を促進していくことが必要です。

3. 学校教育・保育の充実

○幼稚園・保育所、学童クラブへの障害児の受け入れは以前よりも進んできていますが、さらなる人員の確保、医療的ケアの必要な児童への対応がすすめられる必要があります。学校教育についても障害のある児童、保護者の希望に配慮し、受け入れに関して、最大限の努力が払われるべきであると考えます。

III ともに暮らすまちづくりの実現

○建築物等におけるバリアフリーの推進も重要ですが、区民の障害者への理解を促進すること、こころのバリアフリーの推進のための啓発活動も重要です。障害者自立支援協議会、関係団体等との連携による学校における福祉教育の推進、障害のある子どもとない子どもの交流機会のさらなる創出が必要だと考えます。

○家族の高齢化等により家庭での支援力低下が避けられない現状があります。住み慣れた地域で生活の場を確保し、生活を整えるために、さらなるグループホームの増加が必要です。

特に、精神障害領域では「通過型」ホームが基本ですが、結果として病院に再入院する例も多く、精神障害者の地域移行を進めていく上においても、「定住型」のグループホームの設立を要望します。

○近年、国内外でさまざまな災害による被害が見受けられることから、今以上に障害者に地域の防災訓練への参加を呼びかけ、災害時の対応、避難生活等に関して、意識を啓発する必要があります。それとともに、福祉サービス事業所や地域住民の理解と具体的な支援を求めていくことが必要です。

＜第5期目黒区障害福祉計画・障害児福祉計画＞への意見のまとめ

1. 地域移行・地域定着の推進と住み慣れた地域に住み続けるための施策の充実

福祉施設、精神科病院に区内から入所・入院している障害者が再び地域で生活できるよう支援する方向が示されてから久しいが、具体的な仕組みが構築されておらず、長期入所・入院している障害者も高齢化してきている現状があります。支援の仕組みを構築するとともに、そのひとつの受け皿として想定されるグループホームの設立をさらに進めていく必要があると考えます。また、在宅の障害者自身、家族の高齢化の問題もあり、今後そのニーズはさらに高まつてくるものと予測されます。精神障害者の通過型ではない定住型グループホームの整備についても検討をお願いします。

在宅で生活を継続するにあたって、地域生活支援拠点等の整備が掲げられていますが、障害者基幹相談支援センターの設置も含め、その役割機能に関して、区内の関連機関との連携、協力を含めた事前の検討を行い、地域の実情に応じた支援が実現されることを望みます。基幹相談支援センターに関しては、障害者自立支援協議会での検討を踏まえていただき、相談支援の充実、ネットワーク構築等センターが担う事業が推進されることに期待しています。

2. 生涯を通じた切れ目ない支援の実現

児童の相談、サービスに関して、増加してはきましたが、まだまだ量、質ともに不足している状態で、児童発達支援、放課後等デイサービス、レスパイト、入浴サービス等の充実が望されます。特に、医療的ケアが必要な重度の障害を持つ児童や発達障害児等を対象としたサービスが不足しています。また、就学、進路相談窓口の整備、学校支援員の充実・強化等、教育にかかわる相談や支援の充実を望みます。医療的ケアが必要な児童が保護者に大きな負担が課せられることなく、教育を受ける権利が保障されることを望みます。高齢となった障害者に関しては、今以上に介護保険制度の利用との調整がうまく図られ、就学前から成人まで一貫したサポートが受けられるような仕組みづくりを検討してください。

3. 障害特性に応じた意思決定支援・意思疎通支援の必要性

聴覚障害者や視覚障害者、知的障害者等を含め、情報の受信、発信、意思の疎通に障害のある人たちの意思疎通支援に関しては、障害者差別解消法の施行により、改善が見られていますが、日常的なコミュニケーションから、災害時の情報保障を含め、自分の意思を決定し、主張することができる支援の充実を望みます。

4. 就労支援の充実と支援システムの構築

障害者雇用は増加しているとはいいうものの、就労支援事業所や就労支援センターを利用する障害者の障害の重度化なども課題となっています。区内の就労支援事業を担う施設に十分な体制が整備されるとともに、各施設間に情報共有の仕組みが構築されることが必要だと考えます。また、障害者の雇用促進や職場への定着には、企業等の理解も欠かせないことから、区内企業や区民の障害者雇用への理解を促進するとともに、区内企業及び公的機関での実習・雇用に関して積極的な受け入れを進めてくれるよう検討をお願いします。

5. 差別の解消をめざした区民への啓発とネットワークづくり

目黒区障害者自立支援協議会ではこれまで活動を通じて、顔の見えるネットワークづくりに取り組んできましたが、まだまだ課題は多く残されています。2016年4月から障害者差別解消法が施行されました。他領域にわたる民間事業者がこの法律の対象となったことにより、一定の障害理解は進むものと考えられますが、この法律は一般の区民を対象としたものではありません。障害のある人もない人もともに安心して暮らし続けることを実現していくために協議会としてもより一層活動を強化してまいりますが、区としても、医療、保健、福祉の連携及び区民の皆様の障害理解が進むよう具体的な取り組みをお願いします。

尚、「障害をもつ」という表現が計画の中で使用されていますが、「障害は人ではなく社会の側にある」という「社会モデル」の考え方が一般的になっている中、「障害をもつ」ではなく、「障害がある」あるいは「障害のある」という表現に変更していただけることも併せてお願いする次第です。

以上